

## 生徒心得

県立茅ヶ崎高等学校の生徒である自覚と誇りを持ち、また本校の教育方針をよく理解した上で健全な学校生活を送り、将来は社会の各分野において自分の力量や特性を十分に発揮するべきである。そのために次の事がらを心得てほしい。

1. 学習は学校生活の中心となるものである。授業をはじめとした学習には、いつも自主的・積極的な態度で臨むこと。
2. お互いに人権・人格を尊重し合い、相手を思いやる姿勢で友人関係を築くこと。また、来客・教職員にはすすんで挨拶をするなど、礼儀を失わないように心掛けること。

その他、基本的なルールを以下にまとめる。

### (1) 日課

- ①朝は余裕を持って登校し、8時40分までにはホームルームの自分の席に着席していること。
- ②原則として17時までには下校すること。それ以降、または休日に活動を行う場合は、HR担任・部活動顧問など、関係職員の許可・指導を受けること。  
ただし、定時制の授業に支障のある活動は、すべて17時までには終了すること。
- ③欠席・遅刻・早退が前もって明らかな時は、保護者に理由等を記載してもらったものを早めにHR担任に届け出ること。  
当日の欠席・遅刻は、保護者が8時40分までにCLASS I（オンラインツール）または、電話連絡をすること。家庭の事情などで早退する場合は、保護者に理由等を記載してもらったものをHR担任に届け出ること。

### (2) 学校生活

- ①時間を守り、教室を移動する場合なども授業の開始に間に合うよう行動すること。
- ②登校後の外出は原則として認めない。特別の理由があつて外出する時には、保護者に理由等を記載してもらったもの、または職員室の『外出届』を利用して、HR担任または関係職員の許可を受けること。
- ③所持品には氏名を記入し、持ち物の管理をしっかりとすること。特に授業等で教室を移動する時は、貴重品の管理には十分注意すること。
- ④必要以上の金銭や高価な物、学校生活に不必要な物は持参しないこと。やむを得ず持参した時には、HR担任に預けるなどして、管理に注意すること。
- ⑤金銭・物品の紛失や拾得があつた時には、すぐにHR担任や担当職員に届け出ること。
- ⑥学校の施設・備品の使用は、前もってHR担任・部活動顧問など、関係職員の許可・指導を受けること。なお、器物を破損したり怪我をした場合は、必ず申し出ること。
- ⑦火気の使用は禁止する。特別な事情で使用する場合は、関係職員の許可・指導を受けること。

### (3) 登下校

- ①交通ルールを守り、自分と他者への安全に十分な注意を払うこと。
- ②登下校に自転車を利用する場合には、通学に適した自転車とし、万が一の自転車事故に備え、保険に加入すること。『自転車通学届』を提出し、所定のステッカーを車両に貼り付けること。
- ③決められた場所に、鍵をかけて整然と駐輪すること。
- ④自転車乗車中における携帯電話・イヤホン等の使用は絶対しないこと。
- ⑤登下校時に、原付自転車・自動二輪および自動車を利用することは禁止する。

#### (4) 服 装

- ①服装は本校指定の制服を着用し、華美をつつしみ、常に身だしなみに注意すること。
- ②夏季、制服の上着を着用しない場合の服装は、次の通りとする。

男	子	白色無地のYシャツ
女	子	白色無地のブラウス、またはYシャツ

上記に加え、必要であれば制服のベスト（女子のみ）または市販のベスト（白、黒、グレー、紺、ベージュなど）の着用を認める。  
また、男女とも「白色無地」もしくは「白地にワンポイント」までのポロシャツを、制服に準じるものとして着用を認める。ただし、始業式等の式典の場合にはこれを認めない。
- ③冬季、制服の上着を着用しても寒い場合は、中にセーター・カーディガン（白、黒、グレー、紺、ベージュなど）の着用を認める。
- ④トレーナー、パーカーの着用、セーター・カーディガンの上着の代用としての着用は禁止する。
- ⑤登下校時の履物は靴を使用すること。校舎内は体育館等一部を除き、外履きを着用する。体育館では指定された体育館履きを着用し、外履きと明確に区別すること。
- ⑥頭髮は、高校生にふさわしく清潔なものとし、華美をつつしみ染髪はしないこと。
- ⑦ピアス、イヤリング、ネックレスなどの装飾品はつけないこと。
- ⑧特別な事情があつて制服以外のものを着用する場合には、保護者に理由等を記載してもらったものをHR担任へ届け出ること。

#### (5) そ の 他

- ①県の条例により夜間 11 時以降、保護者に伴われない外出は禁止する。
- ②アルバイトを行う場合は、保護者と生徒がその必要性和学校生活への影響を十分に話し合い判断すること。ただし、夜間及び危険を伴う作業、教育上問題があると思われるアルバイトは行なってはならない。
- ③集会・発表・掲示等については、前もってHR担任・生徒会活動支援グループなど、関係職員の許可・指導を受けること。
- ④忌引日数は、原則として次の通りとする。なお、葬儀参列などのために必要となる旅行日数は、これに加算できる。

父 母	7 日
祖 父 母 ・ 兄 弟 姉 妹	3 日
曾 祖 父 母 ・ 伯 叔 父 母 ・ そ の 他 の 同 居 す る 家 族	1 日
- ⑤学校の名前の下に行う宿泊は、必ず関係職員の引率・指導を受けること。
- ⑥その他、県立茅ヶ崎高等学校の生徒としての、良識ある行動を望む。